

第1回 豊平地区 学校配置検討委員会

日 時 令和5年(2023年)2月9日(木)16時～
場 所 豊平会館 2階大広間

次 第

1 開会

2 事務局挨拶

3 学校配置検討委員会について

- (1) 開催主旨の説明
- (2) 委員紹介
- (3) 代表委員の選出
- (4) 検討委員会の運営方法の決定
 - ア 検討委員会の公開・非公開
 - イ 検討委員会の開催結果の地域等への周知方法
 - ウ 地域等からの意見募集

4 協議事項：豊平地区における取組イメージの説明と意見交換

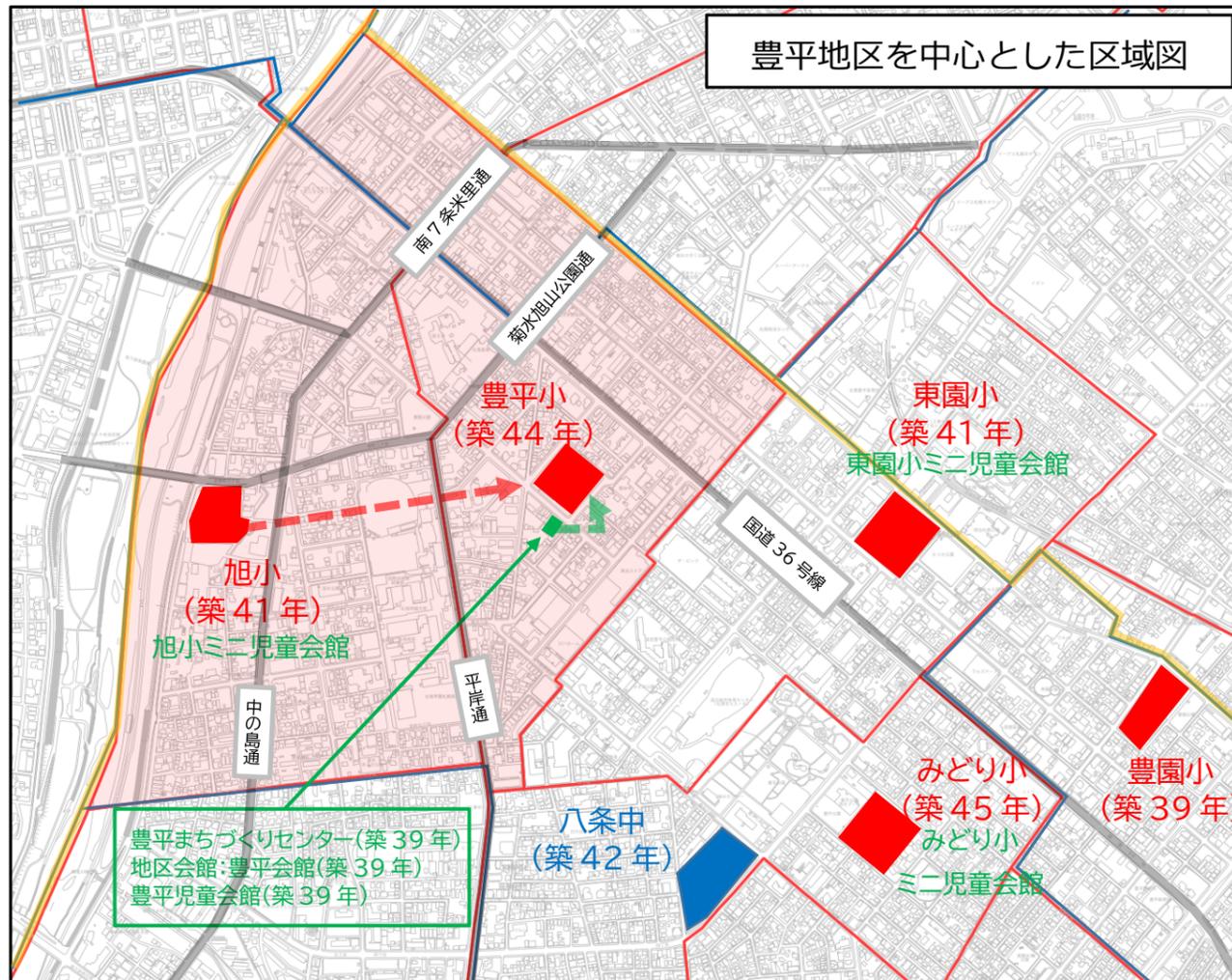
- 資 料 1：旭小学校・豊平小学校を中心とした地域コミュニティ施設の再構築に係る取組イメージ
資 料 2：町内会連合会役員・関係町内会役員・PTA役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等

5 次回の学校配置検討委員会の開催日程について

6 閉会

配付資料

- ▶次第
- ▶座席表
- ▶委員名簿
- ▶資料1：旭小学校・豊平小学校を中心とした地域コミュニティ施設の再構築に係る取組イメージ
- ▶資料2：町内会連合会役員・関係町内会役員・PTA役員・住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等
- ▶豊平地区学校配置検討委員会設置要綱



【凡例】
 赤色・・・小学校関係 / 青色・・・中学校関係 / 緑色・・・公共施設関係
 橙線・・・行政区域 / 灰色・・・主要道路
 ※築年数は令和4年現在

1 取組イメージ

- ▶ **小学校の統合**
 - 小規模化による生じる課題を解消するため旭小を豊平小に統合
- ▶ **学校施設の整備**
 - 統合に合わせて老朽化している豊平小を改築
- ▶ **公共施設の複合化**
 - 豊平小の改築に合わせて「豊平まちづくりセンター」と「地区会館」を複合化
⇒まちづくりセンター + 地区会館 = 400㎡
 - 豊平小の改築に合わせて「豊平児童会館」を複合化
⇒児童会館 300㎡ + 多目的ホール 150㎡ ※多目的ホールは一般利用可
※複合化に伴い旭小ミニ児童会館、豊平児童会館は閉館
- ▶ **旭小の跡活用**
 - 公共利用の可否を市役所で検討
⇒公共利用が見込める場合・・・市有施設として再活用
⇒公共利用が見込めない場合・・・地域ニーズを踏まえた条件付きで民間事業者へ売却
- ▶ **豊平まちづくりセンター・地区会館（豊平会館）、豊平児童会館の跡活用**
 - 公共利用の可否を市役所で検討
⇒公共利用が見込める場合・・・市有施設として再活用
⇒公共利用が見込めない場合・・・売却
※コミュニティ機能としての活用を希望する場合には、地域による自主運営を条件として、建物を市民集会施設としての利用も可能
⇒建物は不動産鑑定評価額で譲渡
⇒土地は有償貸付（想定貸付料は年間約33万円程度）
※固定資産評価替えにより変動する可能性あり。

2 取組経過

- ▶ 令和3年12月9日(水)：豊平町連・関係町内会の各役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶ 令和4年5月23日(月)：旭小PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶ 令和4年6月23日(木)：豊平小PTA役員①
市・教育委員会の取組イメージを説明、意見交換を実施
- ▶ 令和4年8月30日(火)：豊平町連・関係町内会の各役員②
各小学校PTA役員の見解を紹介、再度の意見交換を実施
- ▶ 令和4年11月25日(金)、令和4年11月26日(土)：住民説明会(豊平会館)
学校規模適正化の取組、市・教育委員会の取組イメージについて説明

参考 旭小学校と豊平小学校の児童数推計【令和4年度～令和10年度】

(単位・・・児童数：人 / 学級数：学級)

	R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	児童数	学級数												
旭小	220	9	216	9	214	9	206	9	186	8	177	8	175	8
豊平小	358	12	362	12	364	12	346	12	345	12	335	12	332	12

※令和4年5月1日時点の住基データ等に基づく推計値

※少人数学級拡大 (R3は1・2年35人学級、R4から3年、R5から4年、R6から5年、R7以降全学年)

※通常学級のみ計上

1 町内会連合会役員・関係町内会役員の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合全般に関するご意見等

- 今後、豊平地区に転入してくる保護者が旭小と豊平小のどちらに通わせるか悩むことにならないように、統合については早めに決断したほうが良い。

▶ 統合後の通学距離、通学安全に関するご意見等

- 旭小校区内の通学安全に不安がある。狭い道路は危険。

▶ 学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- 地区会館を豊平小に複合化するには、1階に配置してほしい。高齢者は階段を上るのが難しい。なるべく今までと同じように利用できればと思う。
- 保守管理やコロナ対策のため、複合施設の小学校、児童会館、地区会館の入口は別にして欲しい。
- 現在の防災庫が狭いので、広く確保したい。
- 複合化するには、現在の地区会館と同様に料理室を確保してもらいたい。
- 旭小の敷地内には、水車や水車に関する記念碑があるので、公園にするなど統合後も残してほしい。

▶ 避難所に関するご意見等

- 旭小が閉校して避難所がなくなるのは困る。
- 統合するのであれば、旭小校区内に市有施設として、避難所を兼ねた資料館を造って欲しい。
- 旭小跡地に避難所機能のある施設を建てるのであれば、洪水災害に対応できるように、1階を吹き抜けにした避難所がほしい。

2 PTA役員の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合全般に関するご意見等

- 統合はすぐにでもした方が良く考える。
- 教員数が少なくなっているし、再任用した教員を配属させて教員数を確保するくらいなら、統合した方が良い。
- 小規模校のデメリットを聞いても響かない。小規模校が悪いとは思わない。
- 教員の人員配置の事情はあるかと思うが、保護者としては小規模校のデメリットを感じていない。
- 小規模校のデメリットとして挙げられている「人間関係の固定化」についてはその通りだと思う。
- 小規模校の旭小から八条中に進学すると、人数の多さに子供が負担に感じるかもしれない。
- 統合して、みんなが知り合いの状態に進学した方が良くもしい。
- 特別支援学級では、6年間クラス替えがなく、環境が変わる経験をしてこなかった。統合後に環境が変わったことによって、子どもに負担がかかることが心配。
- クラス替えができないと、クラス内で問題が起きた場合の逃げ場がないのは苦しい。

▶ 学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- 児童会館の複合化については、複合化されている学校が他にも出てきている。様々な年齢の子どもがいることは、子どもの交流環境としては良いこと。
- 子どもたちにとって、校舎が新しくなることは良いこと。
- 校舎の改築工事中に子どもたちに負担がかかってしまうことは可哀想。

3 住民説明会のご来場者の皆様からのご意見等

▶ 小学校の統合全般に関するご意見等

- 小規模校に利点を感じる。ドイツで生活していたが、日本の教育はもっと学ぶべき点があると思う。小規模校も大切にしてもらいたい。
- 子どもが統合に直接関わる年齢だと予想される。在学中の統合が予想されるので、子どもの精神面、物理的な事情を細かくケアできるよう、多くの情報、話し合いが望まれる。
- 教職員負担と児童の教育機会を適正にするため学校の統合は必要と考える。
- 児童数が少なくてもいいのに、という考えだったが、多面的な意見やメリット・デメリットを知ることが出来た。他人事ではなく、地域で考えることとして一緒に考えていく機会をありがとうございました。
- 旭小の卒業生です。小学校が廃校になることに寂しさを感じる。少子化が背景にあるので仕方ないとも思う。子ども達には同学年の他のクラスとも交流して欲しいので、クラスは多い方が成長にも繋がると思う。

▶ 統合後の通学距離、通学安全に関するご意見等

- 平岸通の横断箇所が少なく心配。特に冬が心配。通学距離が長く、冬、子どもの足では肩道40～50分かかると思われる。

▶ 学校施設の改築・公共施設の複合化に関するご意見等

- 旭小は旭水町内会や老人施設、大学などと密接に連携していた。石山緑小は、まちづくりセンターと併設され、うまく連動している。豊平小でもうまくいくよう希望する。
- 豊平小改築中は一部の授業を旭小の校舎で受けさせる措置をとることで、改築中の授業の選択肢を極力減らさずにおいてほしい。

▶ 避難所に関するご意見等

- 旭小を残存して、改修して、防災化小学校として再出発させ残すべき。

豊平地区学校配置検討委員会 設置要綱

〔令和4年10月4日〕
教育長 決 裁

(設置)

第1条 札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針に基づき、豊平区豊平地区の小学校の小規模化の諸課題について検討するため、豊平地区学校配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項等)

第2条 委員会は、豊平区豊平地区の次の各号に掲げる事項について検討することとし、検討結果をまとめた意見書を札幌市教育委員会に提出する。

- (1) 小学校の小規模化の課題解消に関すること。
- (2) その他(1)を進めるうえで必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が指名する委員をもって組織する。

- (1) 関係小学校のPTAの推薦を受けたもの
- (2) 関係連合町内会の推薦を受けたもの
- (3) 関係小学校の校長を含む教員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する検討事項等について札幌市教育委員会に意見書を提出するまでの間とする。

- 2 前項の任期中に委員を交代した場合、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

(代表委員)

第5条 委員会に代表委員（1名）を置く。

- 2 代表委員は、委員の互選により定める。
- 3 代表委員は、共同して委員会を代表するとともに、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、代表委員が招集する。

- 2 会議の司会進行は、事務局である札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。
- 3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見その他必要な協力を求めることができる。

(委員の代理出席)

第7条 第3条に規定する委員が会議に出席できない事情があるときは、あらかじめ届け出た代理委員が出席できる。

(部会の設置)

第8条 委員会は、委員会が指定した事項について検討を行うため、関係者による部会を設置することができる。

(情報の提供等)

第9条 委員会における協議内容等については、随時、保護者や地域住民に情報を提供し、意見を募集することとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課学校規模適正化担当が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議のうえ代表委員が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。